

第2回「令和2年7月大分県豪雨災害被災者義援金配分委員会」審議結果
(令和2年7月豪雨災害に係る義援金2次配分について)

1 配分原資

大分県、日本赤十字社大分県支部、大分県共同募金会に寄せられた義援金を配分原資とする。

2 義援金の受入状況 (10月23日現在)

- (1) 募集期間 7月13日(月)～12月28日(月) ※8月31日から延長
 (2) 受入額 **389,298,334円** (1次配分時 89,826,296円)
 (内訳) 大分県 200,842,396円 (73,035,805円)
 日本赤十字社 165,533,298円 (9,933,459円)
 共同募金会 22,922,640円 (6,857,032円)

3 2次配分単価・配分類

(1) 配分単価

- ① 個別配分 【人的被害】死者:1,800千円、重傷者:900千円
 【住家被害】全壊:1,800千円、半壊:900千円
 一部損壊:180千円、床上浸水:180千円
 ② 枠配分 30,000千円
 【対象】日田市、由布市、九重町、玖珠町(災害救助法適用市町)
 【配分率】54:12:27:7
 ※ 個別配分の対象とならない旅館などの非住家被害や、集会所の改修費(住民負担分)への配分等に活用

(2) 配分額

(単位:千円)

区分			配分単価	内訳		件数	配分額	内訳	
				1次	2次			1次	2次
① 個別配分	人的被害 (1人当たり)	死者	1,800	200	1,600	6	10,800	1,200	9,600
		重傷者	900	100	800	1	900	100	800
	住家被害 (1世帯当たり)	全壊	1,800	200	1,600	64	115,200	12,800	102,400
		半壊	900	100	800	203	182,700	20,300	162,400
		一部損壊	180	50	130	212	38,160	10,600	27,560
	床上浸水	180	50	130	60	10,800	3,000	7,800	
②枠配分(災教法適用4市町で按分)			30,000	—	30,000	—	30,000	—	30,000
合計			—	—	—	—	388,560	48,000	340,560

※既に1次配分の支払を受けている場合、今回の「配分単価」との差額(上記の2次単価)が支払われます。

(3) 配分時期・方法

義援金配分委員会の決定を受けた後、対象市町を通じて被災者に配分する。

